

令和3年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭  
オープニングイベント及びクロージングイベント  
開催業務に係る質問と回答

■令和3年3月10日時点における質問と回答

**【質問1】** ライブ配信の「録画」の使用用途はどんなものですか。

**【回答1】** ライブ配信動画を録画し、事務局に成果品として提出していただきます。成果品は、今後、奈良県みんなでのしむ大芸術祭の広報のために利用することを予定しています。

**【質問2】** 成果物の著作権の権利譲渡の部分に関する事例はありますか。

**【回答2】** 昨年度の成果品は「奈良県大芸術祭 奈良県障害者大芸術祭 Facebook」に使用したほか、「奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭 2020年開催報告書」や「令和3年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭のPR映像」等で使用する予定です。

**【質問3】** 放映は「生放送」と後日の「奈良テレビ」でのオンエアでしょうか。アーカイブ配信はなしでしょうか。

**【回答3】** アーカイブ配信については必須ではありません。また、テレビでの放映等については、今年度は実施を予定しておりません。そのため、テレビ放映等に伴い発生する費用は見積計上していただく必要はありません。